

掲示用

グリーンネット利用規約

改定 2 版

平成 26 年 4 月 1 日改定

京セラコミュニケーションシステム株式会社

《グリーンネット利用規約》

目 次

第1章 総 則	
第1条 (規約の適用)	4
第2条 (規約の変更)	4
第3条 (用語の定義)	4
第2章 サービス	
第4条 (サービスの内容)	5
第5条 (本サービスの範囲)	5
第6条 (契約者の同意)	6
第7条 (通信機器等)	6
第8条 (認証ID等の管理)	6
第3章 利用契約	
第9条 (契約の単位)	7
第10条 (利用契約の成立)	7
第11条 (契約者が行う追加、変更手続等)	7
第12条 (契約者が行うその他の変更手続等)	8
第13条 (契約者の地位の承継)	8
第14条 (本サービスの開始)	8
第15条 (契約者が行う利用契約の解約)	8
第16条 (当社が行う利用契約の解約)	9
第4章 提供の中止等	
第17条 (提供の中止)	9
第18条 (提供の停止)	9
第19条 (本サービスの廃止)	10
第5章 料金等	
第20条 (サービス利用料金)	10
第21条 (料金等の支払義務)	10
第22条 (代表契約者の義務)	10
第23条 (料金等の支払方法)	11
第24条 (端数処理)	11
第25条 (消費税)	11
第26条 (審査基準及び保証金)	11
第6章 秘密保持	
第27条 (秘密保持及び個人情報の保護)	12
第7章 損害賠償	

第28条（責任の制限）	-----	12
第8章 雑 則		
第29条（再委託）	-----	12
第30条（利用契約の解除）	-----	12
第31条（反社会的勢力の排除）	-----	13
第32条（契約者の氏名等の通知）	-----	13
第33条（対象事業者からの通知）	-----	14
第34条（準拠法）	-----	14
第35条（合意管轄）	-----	14
第36条（誠実協議）	-----	14
附 則		
（実施期日）	-----	15
別 記		
別表1 主な対象事業者	-----	16
別表2 料金表	-----	17

第1章 総則

第1条（規約の適用）

京セラコミュニケーションシステム株式会社（以下「当社」といいます。）は、グリーンネット利用規約（以下「規約」といいます。）を定め、規約に基づきグリーンネット（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（規約の変更）

1. 当社は、規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。
2. 当社は、規約の変更にあたっては、契約者に対し、その内容を適用する1カ月前に当社ホームページへの掲示による告知を行います。当該告知より1ヶ月を経過したとき、契約者がこの変更に同意したものと取り扱ひ、これ以後、変更後の規約に効力が生じます。

第3条（用語の定義）

この規約において、次の用語はそれぞれの次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	第4条に定めるサービス
契約者	当社と本サービスの利用契約を締結している者（代表契約者を含みます。）
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
対象事業者	本サービスの対象となる電気通信サービスの提供を行う通信事業者。本サービスの対象となる通信事業者の詳細は別紙1に記載。
契約者回線	契約者が対象事業者と電気通信サービスの利用に関する契約を締結し、当該契約に基づき契約者に提供される電気通信サービスの対象となる回線
本サービス対象回線	利用契約に基づいて本サービスに登録され、本サービスの対象となる契約者回線又は契約者回線群
通信料	対象事業者に対し、契約者が支払うべき通信料等の料金
サービス料	当社に対する本サービスの利用料金
利用料	通信料とサービス料を合わせた料金
請求明細データ	当社が取り纏めた本サービス対象回線における請求書の明細データ
認証ID等	本サービスを利用するにあたり利用者を識別するために用いる符号で、本サービス利用に必要な認証ID・パスワード等。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
代表契約者	本サービス対象回線が複数であって、それぞれの回線（一括請求回線群又は割引選択回線群に限ります。）を有する契約者が2人以上あるときに、当社に対する代表者（法人に限ります。）として当社と利用契約を締結する者
一括請求回線群	契約者から申込のあった本サービスの対象となる複数の契約者回線のうち、同一の契約者名義又は異なる契約者名義で構成される回線であって当該回線にかかる電気通信サービスの料金請求先を一括して同一にする契約者回線群

割引選択回線群	契約者から申込のあった本サービスの対象となる複数の契約者回線のうち、同一の契約者名義又は異なる契約者名義で構成される回線であって当該回線にかかる電気通信サービスの料金に当社が別途定める割引が適用される契約者回線群
---------	--

第2章 サービス

第4条（サービスの内容）

本サービスは、対象事業者が提供する電気通信サービスに関して、次の各号に記載のサービスを提供します。対象事業者を変更する場合には、当社は契約者に対し、その内容について当社ホームページへの掲載による告知を行います。

(1) 一括請求サービス

当社が契約者に代わり対象事業者に対し通信料を支払い、契約者に対して当社が支払った通信料をとりまとめ、サービス料を加算し一括して請求するサービス。なお、一括請求サービスには、次の種類があります。

種 類		内 容
1	一括請求割引プラン (再販タイプ)	当社と電気通信サービスの提供に関する契約を締結している対象事業者から電気通信サービスの提供を当社が受け、これを契約者に提供するサービス。
2	一括請求フリープラン (支払代行タイプ)	契約者が利用した対象事業者の電気通信サービスの通信料の支払について、当社が代行して対象事業者に支払い、当社が契約者に対し当該支払代行した通信料を毎月まとめて一括にて請求するサービス。(注)
3	一括請求セットプラン (混合タイプ)	上記の「一括請求割引プラン」と上記2「一括請求フリープラン」の混合

(注) なお、対象事業者からの請求書が紙媒体による場合は料金表に定める追加料金が発生します。

(2) Webサービス

契約者における通信料や本サービスに関する一括請求データ・通話明細データ・仕訳編集データ等を別途当社が定める期間保存し、本サービスの専用Webサイト（以下「専用Webサイト」といいます。）に提示するサービス。専用Webサイトの利用方法、操作方法等は別途当社より提示する利用マニュアル（以下「利用マニュアル」といいます。）に記載します。

(3) オプションサービス

① 移動体分計請求

一括請求割引プランにおける KDDI 株式会社 (au 携帯) からの請求に限り、通信料をあらかじめ設定した金額や率に従い利用者とその従業員に振り分け請求するサービス。

② 個別データ作成

請求明細データを契約者の要望に合わせた形式で作成し提供するサービス。

(4) その他、別途当社と書面により合意した本サービスに付帯するサービス。

第5条（本サービスの範囲）

1. 本サービスの範囲は、対象事業者の提供する回線の通信料に関するものに限るものとし、日本国内に事業拠点を有する法人企業に限り提供します。
2. 一括請求割引プランにおける本サービス対象回線の電気通信サービスの内容、電気通信設備に関する

事項等は当社が別途定める仕様書等（以下「仕様書」といいます。）に従うものとします。

3. 一括請求フリープランにおける本サービス対象回線の電気通信サービスの内容、電気通信設備に関する事項等は、契約者と対象事業者で締結する電気通信サービス利用に関する契約に従うものとし、対象事業者の責に起因する事故又は電気通信設備に関する事故その他当社に起因しない事由により生じた障害等について、当社は一切の責を負わないものとします。

第6条（契約者の同意）

契約者は、本サービスの利用に際し、次の定めに同意するものとします。

- (1) 規約等（変更後の規約、料金表、利用マニュアル、仕様書も含まれます。）により定める事項。
- (2) 当社又は対象事業者の事情により、本サービスの対象とできない契約者回線があること。
- (3) 本サービスの提供にあたり、当社が対象事業者から取得した通信料明細、通話明細、本サービスの利用に関するアクセスログを当社が記録し保管すること。
- (4) 契約者は、本サービス利用に関して、対象事業者への手続が必要となる場合には、当該手続を当社に委任するものとし、これらの手続に必要な書類等を速やかに当社に提出すること。
- (5) 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な対象事業者との契約に関する情報を、当社からの要求に従い開示すること。また、一括請求フリープランにおいて対象事業者との契約が変更になった場合も同様とする。
- (6) 当社から提供される本サービスによる請求書の表記は、本サービス対象回線に対する利用料のみ表示し、通信料明細は表示されないこと。利用契約に記載がなく、通信料が発生した回線が特定できない場合、当社の裁量により判断した回線に当該通信料を表記する場合があること。
- (7) 一括請求フリープランにおいて、対象事業者からの請求書が支払期限切れや請求書の宛先が当社でない請求書は取扱いできないこと。

第7条（通信機器等）

1. 契約者は、本サービスの提供を受ける上で必要な通信機器、端末、ソフトウェアその他それに付随して必要となる全ての通信機器等を、自己の費用と責任において用意するものとします。
2. 契約者が用意した通信機器等及び通信環境の不備等による利用障害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条（認証ID等の管理）

1. 契約者は、当社より通知される認証ID等を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社及び第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとします。また、契約者はこの不正使用に起因する全ての損害について責任を負うものとします。契約者は、認証ID等が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を届け出るものとします。認証ID等の漏洩、不正使用等から生じたいかなる損害についても、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、契約者からの認証ID等に関する問い合わせについて、第10条に定める利用申込書に記載された管理責任者からの問い合わせにのみ回答するものとし、その回答は利用申込書に記載された住所へ書面により通知するものとします。
3. 契約者は、本条第1項の違反により第三者に生じた損害について、自己の責任と費用において解決す

るものとします。

第3章 利用契約

第9条（契約の単位）

1. 利用契約は、本サービス対象回線1請求単位ごとに締結するものとします。
2. 本サービス対象回線が複数ある場合は、本サービス対象回線をまとめ代表契約者として利用契約を締結できるものとします。

第10条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用契約は、当社所定のサービス利用申込書（以下「利用申込書」といいます。）に申込者（本サービスの提供を希望する者をいい、以下同じ。）の住所、商号、対象事業者との契約の詳細、提供を希望する本サービス、その他当社の指定する事項を記載し提出することにより申込み、当社の承諾をもって成立するものとします。なお、利用申込書及びその他当社に提出する資料に個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人の同意を得た上で記載するものとします。
2. 当社は、利用契約の申込みがあったときは、申込みがあった順に受付します。
3. 当社が利用の申込を承諾した場合は、本サービス利用に必要な認証ID等を当社所定の文書にて通知します。
4. 当社は、次の場合には利用契約の申込を承諾しないことがあります。その場合は、当社は申込者に対して書面等によりその旨を通知します。
 - (1) 当社の定める審査基準に適合しない場合。
 - (2) 利用申込書の記載内容に虚偽、誤記又は記入漏れがある場合。
 - (3) 申込者が、当社に対する利用料その他の債務の支払い、又は対象事業者に対する通信料その他の債務の支払いを、現に怠り又は怠るおそれがある場合。
 - (4) 当社又は対象事業者の都合により本サービスの提供が困難である場合。
 - (5) 前各号の他、本サービスの提供において、著しい支障があると当社が判断した場合。

第11条（契約者が行う追加、変更手続等）

1. 契約者が本サービス対象回線及び回線に紐づくグループの追加申込、休止、移転、変更手続（以下併せて「変更手続等」といいます。）を行う場合には、直ちに当社の専用Webサイトにて申込していただきます。ただし、専用Webサイトで申込できない変更手続等は、別途当社が定める所定の方法にて申込していただきます。なお、本サービスに関する専用Webサイトで認証ID等を用いてログインした場合、そのログイン中に行われた契約の変更申込み等は、契約者本人が行ったものとみなします。
2. 当社は、契約者が前項の変更手続の申込を怠った場合であって、対象事業者から請求された通信料の内容等により、契約者の通信回線と判断できる合理的な理由があるときは、変更手続の申込があったものとみなし、本サービス対象回線として取り扱い、利用料が発生するものとし、利用料は、あらかじめ設定された仮グループコード（対象事業者からの請求書において、利用契約にてあらかじめグループ分けされた本サービス対象回線のコードで特定ができない回線を振分けるための仮のコード）に振分けられるものとします。

3. 当社は、前項で契約者の特定ができない場合、対象事業者の請求書そのものを対象事業者に返却する場合があります。なお、この際に生じた問題に関しては、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 12 条 （契約者が行うその他の変更手続）

契約者は、前条第 1 項のほか、次の変更が生じた場合、遅滞なく当社所定の方法により届出させていただきます。なお、当該変更事項を証明する書類を提出していただく場合があります。

- (1) 商号又は名称の変更
- (2) 本サービスにおいて利用する金融機関口座の変更
- (3) 法人の合併等により契約者の地位の承継

第 13 条 （契約者の地位の承継）

1. 契約者は、前条第 1 項第 3 号による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利等、規約により生じる権利義務を第三者に譲渡若しくは貸与し又は本サービスを第三者に利用させることはできません。
2. 前条第 1 項第 3 号で地位が承継された場合であっても、当該承継した者が、第 10 条第 4 項各号に定める事項に該当する場合又は第 30 条第 1 項の定めに関連するおそれがある場合、第 31 条第 1 項の定めに関連するおそれがある場合は、当社はその承継を承認せず、契約の解除を行う場合があります。

第 14 条 （本サービスの開始）

本サービス提供は次のとおり開始されるものとします。

- (1) 一括請求割引プランは、当社が遅滞なく対象事業者への利用申込及び情報照会等、本サービスの提供に必要な手続きを実施し、当該手続きが完了した回線から順に本サービスが開始します。
- (2) 一括請求フリープランは、契約者から対象事業者へ請求書送付先の住所変更等、本サービスの提供に必要な手続きを実施し、当該手続きが完了した回線から順に本サービスが開始します。
- (3) 一括請求セットプランは、前(1)(2)号の当該手続きが完了した回線から順に本サービスが開始します。

第 15 条 （契約者が行う利用契約の解約）

1. 契約者が利用契約を解約しようとするときは、解約する旨を当社所定の解約申込書により当社に申し出るものとします。
2. 前項に定める解約申込書を受領後、当社は利用契約を解約するための手続きを実施します。
3. 利用契約の解約は、別途当社と利用者において合意した場合を除き、次のとおり本サービスの種類ごとに終了するものとします。
 - (1) 一括請求割引プランは、当社が遅滞なく対象事業者への解約手続き等、本サービスの終了に必要な手続きを実施し、当該手続きが完了した契約者回線は本サービスの対象から外れ、対象事業者から本サービスの対象期間中の全ての通信料の請求が終了する最終請求月の利用料の支払をもって利用契約は終了します。
 - (2) 一括請求フリープランは、契約者が対象事業者へ請求書送付先の住所変更等、本サービスの終了に必要な手続きを実施し、当該手続きが完了した契約者回線は本サービスの対象から外れ、対象事業者から本サービスの対象期間中の全ての通信料の請求が終了する最終請求月の利用料の支払をもって利用契約は終了します。

- (3)一括請求セットプランは、前(1)(2)号の当該手続きが完了した契約者回線は本サービスの対象から外れ、全ての通信料の請求が終了する最終請求月の利用料の支払をもって利用契約は解約されるものとします。

第 16 条 （当社が行う利用契約の解約）

当社は書面により 30 日前までに契約者に通知することにより、利用契約を解約できるものとします。当該通知から 30 日経過後、前条第 3 項と同様の手続きに従い、利用契約は終了するものとします。

第 4 章 提供の中止等

第 17 条（提供の中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社又は対象事業者の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ない場合。
 - (2) 当社又は対象事業者の電気通信設備等の障害により本サービスを正常に提供できない場合。
 - (3) その他不測の事態により当社が本サービスの提供が困難であると判断した場合。
 - (4) 認証 ID 等の漏洩の疑いがあると当社が認めた場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、本条に基づき本サービスの提供を中止したことにより、契約者に発生した損害については、一切の責任を負わないものとします。

第 18 条（提供の停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスの提供を停止した場合においても、本条により利用料の支払義務を免れないものとします。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 利用契約又は変更手続き等にあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 第 31 条の規定に違反したとき。
 - (4) 本サービスその他当社のサービスを利用して、当社又は他の契約者その他第三者の著作権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為を行ったとき。
 - (5) 本サービスその他当社のサービスを利用して、当社又は他の契約者が運営するサービスを妨害する行為を行ったとき。
 - (6) 当社又は他の契約者その他第三者を誹謗若しくは中傷し、又は当社又は他の契約者その他第三者の信用、名誉を毀損する行為を行ったとき。
 - (7) 違法行為又は公序良俗に反する行為、その他社会的に問題となる行為を行ったとき。
 - (8) 規約又は利用契約に違反する行為、あるいは不正アクセス、クラッキング、アタック等本サービスの運営に支障を及ぼす行為を行ったとき。
 - (9) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行ったとき。
 - (10) 契約者が本サービスを利用するために使用する電気通信設備等がコンピュータウイルス等に侵害

され、これにより当社又は他の利用者その他第三者に対しコンピュータウイルス被害を与える状況にあるとき。

2. 当社は、本サービス提供に必要な当社の電気通信設備において次の各号に定めるいずれかに該当する場合、該当事由が解消され当社において再開が可能となるまでの間、本サービスの提供を停止又は制限することがあります。なお、当社は、別途当社が定める場合を除き、契約者は、当社が本サービスの提供を停止した場合においても、本条により利用料の支払義務を免れないものとします。
 - (1) 対象事業者又は当社利用の他の電気通信事業者が本サービス提供に必要な電気通信サービスの提供を停止した場合。
 - (2) 本サービスの運営上、本サービスの提供を停止することが必要と判断される場合。
 - (3) 火災、停電等の事故により本サービスの提供が不可能となった場合。
 - (4) 戦争、暴動、騒乱等の人的要因により本サービスの提供が不可能となった場合。
 - (5) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供が不可能となった場合。
 - (6) 司法、行政からの法令上の要請に基づく場合。
 - (7) その他当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不可能となった場合。
3. 当社は天災地変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合、災害の予防又は救援、交通、電気通信若しくは電力の供給の確保、また秩序の維持のために必要な事項を内容とする電気通信、並びに公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする電気通信を優先的に扱うため、本サービスの提供を制限することがあります。
4. 当社は、前項の規定により本サービスの提供停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
5. 当社は、本条に基づき本サービスの提供を停止したことにより、契約者に発生した損害については、一切の責任を負わないものとします。

第 19 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、当社の都合により本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 本サービスの全部又は一部を廃止する場合には、契約者に対し3ヶ月前までに書面による通知若しくは告知を行います。
3. 本サービスの廃止により契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 5 章 料金等

第 20 条（サービス利用料金）

本サービスのサービス料は、別表の料金表のとおりとします。なお、料金表を改定した場合、契約者に対し、その内容を当社ホームページへの掲載による告知を行います。

第 21 条（料金等の支払義務）

契約者は、本サービスを利用するにあたり利用料を支払う義務を負います。

第 22 条（代表契約者の義務）

代表契約者は、本サービス対象回線を構成する他の契約者が支払義務を負うべき利用料その他債務について、連帯して当社に対する支払義務を負うものとします。

第 23 条（料金等の支払方法）

1. 契約者は、利用料を利用契約に記載の口座振替又は銀行振込等の方法により当社に支払うものとします。その場合の銀行振込手数料等は、契約者が負担するものとします。
2. 当社は、当月に請求すべき利用料の総額が 2,000 円未満である場合は、その月に請求すべき利用料を翌月に請求する利用料に合わせて請求することがあります。
3. 契約者は、利用料について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間の当社が定める日数について年 14.5% の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当りの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。
4. 契約者は、利用料の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 24 条（端数処理）

当社は、利用料その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 25 条（消費税）

契約者が当社に対し利用料を支払う場合において、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 26 条（審査基準及び保証金）

1. 当社は、債権の保全等、本サービスの円滑な提供のため、申込者に対し、当社が定める基準及び方法に従い審査させていただきます。
2. 前項の審査によって当社が必要と判断した場合、本サービスの提供にあたり、直前月の契約者の当社又は対象事業者への支払額に当社の指定する月数を乗じた額を保証金として当社に預け入れていただくことを条件に、本サービスの提供をする場合があります。
3. 前項に定める保証金に関する通知を受けた場合には、契約者は当社の指定する期日までに保証金を当社の指定する方法により預け入れるものとします。
4. 利用が終了した場合には、当社は保証金を利用契約終了後 3 ヶ月以内に契約者に利息を付けることなく返還します。
5. 当社は、契約者に対する利用料の回収が困難と判断される場合、直ちに保証金を該当契約者の債務の弁済に充当することができるものとします。当該充当を行った場合には、当社は直ちに契約者に対しその旨を通知します。
6. 前項により、保証金が債務の弁済に充当された場合には、契約者は当社の定める期日までに充当された保証金に相当する額をあらたな保証金として預け入れるものとします。

第6章 秘密保持

第27条（秘密保持及び個人情報の保護）

1. 契約者及び当社は、相手方から秘密情報の開示を受けた場合、相手方の事前の書面による承諾を得ずに、当該秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報（個人情報を除く）については、秘密情報の対象外とします。
 - (1) 受領の時点において、既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 規約又は利用契約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報
2. 前項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 当社は、本サービスの提供により取得する契約者の個人情報（生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができそれにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。）を、当社がWebサイト上にて開示する
http://www.kccs.co.jp/policy/privacy_announce.html に基づき取り扱うものとします。

第7章 損害賠償

第28条（責任の制限）

1. 当社は、規約（利用マニュアル、仕様書を含む）に別段の定めのある場合を除き、当社の責に帰すべき理由により、契約者に生じた損害については、損害が発生した月に契約者が当社に支払うべきサービス料を限度として賠償するものとします。
2. 本サービスの利用に伴い、契約者が他の契約者若しくは第三者に対して損害を与えた場合又は契約者と他の契約者若しくは第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。
3. 契約者が、本サービスの利用に伴い、当社若しくは対象事業者に生じさせた損害又は第三者に与えた場合、契約者はその損害を賠償するものとします。

第8章 雑則

第29条（再委託）

当社は、本サービスの全部又は一部を第三者に委託する場合があります。

第30条（利用契約の解除）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれか一つに該当したとき、又は該当すると当社が認めたときは、あ

らかじめ契約者に通知することなく直ちに利用契約を解除し、本サービスの提供を終了することができるものとします。

- (1) 利用料その他の当社に対する債務不履行のとき。
 - (2) 規約の定めのあるいずれかに違反したとき。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。又は自己の振り出した手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 破産、民事再生、会社更生手続の開始又は破産の申立があったとき。
 - (5) 営業の全部もしくは重要な一部を譲渡もしくはその決議をしたとき又は資本の減少、営業の廃止もしくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき。
 - (6) 契約者の信用状態が著しく悪化したと当社が判断したとき。
 - (7) 対象事業者との契約を解除されたとき。
 - (8) 契約者の不正又は違法な行為により当社もしくは対象事業者に損害を与えたとき。
 - (9) 当社から契約者への利用料の請求が3ヶ月連続で発生しなくなったとき。
 - (10) 第31条第1項に違反したとき。
2. 当社は、契約者が前項各号のいずれかに該当した場合には、前項による利用契約の解除の有無にかかわらず、契約者に対して当該事由により被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 3. 契約者は、第1項各号のいずれかに該当した場合には、当社に対する債務につき当然に期限の利益を失い直ちに当社に対し当該債務を履行する責を負うものとします。

第31条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、また将来にわたっても該当しないことを保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者・関係企業、総会屋、社会運動・政治運動標ぼうゴロ、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれかに該当すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等であること
 - (3) 反社会的勢力に資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関係にあること
 - (4) 反社会的勢力と社会的に非難される関係にあること
2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、また将来にわたっても行わないことを保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (2) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (3) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - (4) その他前各号に準ずる行為

第32条（契約者の氏名等の通知）

当社は、対象事業者から要請があったときは、契約者の氏名又は名称、住所又は居所及び電気通信番号をその対象事業者に通知することがあります。

第 33 条（対象事業者からの通知）

1. 契約者は、当社が、本サービス提供にあたり必要があるときは、対象事業者から必要な契約者の情報の通知を受けることについて承諾していただきます。
2. 対象事業者から届く請求書に同封されている広告物、ダイレクトメール、商品等の通知については、契約者からの事前の申し出がない限り、当社は保管をせず破棄します。また、同封物に関する一切の責任を当社は負わないものとします。

第 34 条（準拠法）

この規約に関する準拠法は、全ての日本国の法令が適用されるものとします。

第 35 条（合意管轄）

契約者と当社との間に生じる一切の訴訟については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 36 条（誠実協議）

この規約又は利用契約に定めのない事項各条項の解釈について疑義が生じた場合には、当社及び契約者は誠意をもって協議し円満解決するものとします。

附 則

(実施期日)

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日より実施します。

・平成 16 年 9 月 1 日 初版改定

別表 1 【主な対象事業者】

KDDI 株式会社

ソフトバンクテレコム株式会社

ソフトバンク BB 株式会社

ソフトバンクモバイル株式会社

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

※上記以外の対象事業者は、別途、個別にて通知します。

別表2 【料金表】

本サービスのサービス料は、下記のとおりとします。なお、一括請求割引プランは別途通信料が発生するものとし、詳細については別途契約者ごとに提示する料金とします。

1. 契約手数料（初期料金）

本サービス契約時に発生する表1記載の契約手数料となります。当該契約手数料は本サービスの初回請求時にのみ手数料を請求します。

2. サービス料（月額料金）

(1). 基本サービス料（一括請求サービス、Web サービス）

一括請求割引プラン、一括請求フリープラン、一括請求セットプランのいずれの場合においても発生する料金となり、本サービス対象回線ごとに〈表1〉に定める料金を乗じてサービス料を請求します。なお、一括請求フリープランにおいて、対象事業者からの請求書が紙媒体である場合には、回線ごとに〈表1〉に定める料金が発生します。

(2). オプションサービス料

①移動体分計請求

本サービス対象回線ごとに〈表1〉に定める料金を乗じて手数料を請求します。

②個別データ作成

当社と契約者間で別途定める料金を乗じて手数料を請求します。

3. 一括請求割引プランにおける「NTT 異名義割引サービス」最低利用料金

一括請求割引プランにおいて、対象事業者が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社である場合であって、「NTT 異名義割引サービス」に加入している回線で発生する市内通話と県内市外通話を合計した通話料が600円(税抜)に満たない場合、その差額分をサービス料とあわせて請求します。

4. その他

本サービスにより利用者に請求する利用料及びこれにかかる消費税額を算出するにあたり1円未満の端数が生じる場合、本サービス対象回線ごとに当該端数を切り捨てて算出するものとします。なお、当該消費税額は、対象事業者からの請求額が内税にて算出されている場合を除き、本サービス対象回線ごとに当社が算出するものとします。

5. 特別事項

次に該当する場合は、本料金表にかかわらず、別途定める料金にて本サービス提供する場合があります。

- ①支払方法が、口座振替・窓口振込以外の場合
- ②本サービスに関しての別途当社と特約を締結した場合
- ③上記以外において、合理的な理由に基づき本サービスの範囲が本料金表に適していないと当社が判断した場合

〈表1〉

種別1	種別2	種別3	料金(税抜)
1. 契約手数料	-	-	■ 新規契約：1,000円/利用契約ごと
2. サービス料	(1). 基本サービス料	-	■ 50回線以下：一律1,000円 ■ 51回線以上：20円/回線の従量制
		一括請求フリープランにおいて、対象事業者からの請求書が紙媒体である場合	■ 200円/回線 (※1)
	(2). オプションサービス料	①移動体分計請求	■ 公私区分サービス料：300円/回線 ■ 通話明細手数料：100円/回線 ■ クレジットカード手数料：社員負担(最低申込回線20回線以上)
		②個別データ作成	■ 個別見積り

(※1)：複数の対象事業者から通信料の請求が発生した場合、それぞれに対して200円/回線発生します。

以下余白